

# 平成20年12月1日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成20年12月1日(月) 午後1時15分
場 所	教育委員会室
開 会	午後1時15分
閉 会	午後3時05分
出席委員	
委 員 長	高 木 新 太 郎
委 員	高 杉 政 宏
委 員	高 林 眞 理
委 員	横 井 利 男
教 育 長	久 保 孝 之
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	坂 本 康 治
庶 務 課 長	鈴 木 陽 子
学 務 課 長	石 井 秀 和
指 導 室 長	仁 王 紀 夫
すみだ教育研究所長	岸 川 紀 子
生涯学習課長	福 山 弘
スポーツ振興課長	郡 司 剛 英
あずま図書館長	吉 田 章

## 2 会議の概要

高木委員長 それでは、教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は高林委員にお願いいたします。

### 議決事項第1

議案第103号「墨田区教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱の制定について」の案件を上程し、庶務課長が説明する。

高木委員長 基本的に今まで東京都の規則を準用してきたということですね。

**庶務課長** はい。

**高木委員長** 新たに墨田区の規則を作るということは大変結構なことだと思います。ポイントになるのは多分第4条だと思いますけれども、東京都の要項も大体同じようなものなのでしょうか。

**庶務課長** はい。東京都の要項というのは、東京都教育委員会後援等名義の使用承認及び賞状・感謝状の贈呈に関する事務取扱要項でございますけれども、そちらも大体同じような規定になっております。

**高林委員** 今までにも後援とか共催の申請はたくさんあったと思うんですけども、年間にどのくらいあるのですか。

**庶務課長** 平成19年度の庶務課では18件ほどありました。その他、生涯学習課、スポーツ振興課で受けているものを含めると、年間数十件ほどでございます。

**高林委員** 後援と共催で、例えば会場使用料などの負担軽減措置などがあるということで、多分その主催の団体の方たちはどちらが適用になるかということ非常に皆さん気になさっているようですが、こういった形で要綱が制定されればその辺、より明確になるということですか。

**庶務課長** はい。あと、不承認というケースもありますので、そういうときにこういう規定がないと、なぜ不承認なのかというようなところで不服申し立て等がなされることもあり得ます。ですので、しっかりこういう基準を作って、要綱にこういう点で合っていないので不承認とするということをきちんと明確に定めておく必要があるということです。

**高林委員** わかりました。

**横井委員** 全体として、趣旨は結構だと思います。非常に細かいのですが、第4条第3号のウですけども、「事業目的に真に適当な人」の「真に」というのを入れるかどうかということで、こういうのは入れないんじゃないかと思うのですが、ご検討していただければと思います。

**高木委員長** そういう意味では、私も気になったのは第4条第3号のオですが、これ非営利のことを言っているのだと思うのですが、「経費の最小限度であること」という部分の言い回しについて、少しわかりづらいと思うので、ご検討いただければと思います。

**庶務課長** わかりました。表記の細部については、事務局に一任していただきますようお願いいたします。

**高木委員長** そのほかご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第1、議案第103号墨田区教育委員会後援等名義の使用承認事務取扱要綱の制定については、原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**高木委員長** では、原案どおり決定いたします。

### 議決事項第2及び議決事項第3

議案第104号「墨田区立学校設置条例付則第4項に規定する墨田区教育委員会規則で定める日を定める規則の制定について」及び議案第105号「墨田区立学校設置条例付則第5項に規定する墨田区教育委員会規則で定める日を定める規則の制定について」の2案件をまとめて上程し、庶務課長が説明する。

**高木委員長** ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは議決事項第2、議案第104号、墨田区立学校設置条例附則第4項に規定する墨田区教育委員会規則で定める日を定める規則の制定について及び議決事項第3、議案第105号、墨田区立学校設置条例附則第5項に規定する墨田区

教育委員会規則で定める日を定める規則の制定については原案どおり決定したいと思います、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**高木委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 報告事項第1

学校管理業務の契約継続について、資料1のとおり庶務課長が説明する。

**高杉委員** これは、シルバー人材センターが土日と休日来ていただいている、それでまた平日の夜の管理業務をシルバー人材センターにどうかということですか。

**庶務課長** 学校管理員が区の職員のところは現在そうになっています。区の職員の勤務時間は条例で決まっております、4時半までしかありませんのでそういう形にしておりますが、今年から学校管理業務を民間に委託したところについては、1日のうちに2つの事業者と契約するというのは非常に複雑であり、整合性がありません。それから、朝から晩まで通して管理業務ができる、校務業務もできる、清掃もできる、それから修繕業務もできるようにして欲しいというような学校側の当然のニーズもございまして、平日に関してはシルバー人材センターさんとは違う民間の事業者さんに一括の契約をしております。ですので、夜遅くても掃除もできるし、修繕もできる、受付も当然できるようになっています。土日と祝日は学校開放が中心でございますので、これは一般の区民の方が社会教育施設として体育館をお使いになったりとか、あるいは校庭をお使いになったりする際に、主に受け、それからドア、電子錠等の開閉等を契約してございますので、これは従来どおりシルバー人材センターとの契約をさせていただいております。

**高杉委員** ありがとうございます。

**久保教育長** ご要望はご要望として受けとめたいと思いますが、しかし今、庶務課長からご説明いたしましたけれども、同じ日の中で同種の業務をやるに当たって、委託先を2つに分ける合理性はあまりない。かつ、1本の契約で朝から晩までやっていただいたほうが、業務のやり方についてフレキシブルな対応がとれ、合理的ではないかと思っておりますので、そういう観点から見ると、なかなかご要望に沿うのは難しいだろうという話はさせていただいております。今後、より魅力的なご提案がない限りは、基本的にはこの形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

**高木委員長** 今の教育長からのお話にありましたように、これはまだ始まったばかりなんですよ。

**庶務課長** はい。今年度から4校3園で実施しております。これに関しましては、労使交渉を経て行っております、さまざまな検証も行っております。利用者の方、それから学校側のアンケートをとっておりますが、PTAからも、関係者の方からも、それから学校からも非常に良いということをお伺いしております。今後も引き続き検証を行っていきたいと思っております。

**高木委員長** わかりました。ということで評判も良いし、まだ始まったばかりということもありますので、現状のまま様子を見るということにしたいと思います。

## 報告事項第2

行政財産の目的外使用について、資料2のとおり庶務課長が説明する。

**高木委員長** もともと教育長の委任事項ですが、何かご質問はございますか。

**高林委員** 期間が1月7日から1月13日までということですが、1月13日はもう子どもたちが登

校していますよね。ですから、その安全を必ず確認していただくということを特に気をつけていただきたいと思います。

**庶務課長** 安全対策については十分慎重を期してやってもらうように申し入れてございます。実際の搬入作業は児童のいない休日の夜中から早朝に行われると聞いておりますので、作業自体が児童に直接影響することはないのかなというふうに考えておりますが、くれぐれも事故がないように申し入れしておきたいと思います。

**横井委員** 3連休もやるんですね。

**庶務課長** はい。前後に鉄板を敷いたりとか、そちらに時間がかかるようです。範囲も広く、トラレーとクレーンの2台の重機が入りますので、時間もかかるということです。

### 報告事項第3

学校選択制度の検証について、資料3のとおり、学務課長が説明する。

**高木委員長** 以上が概要版ですよね。この概要版は誰を対象に配付されるんですか。

**学務課長** 明日、区民文教委員会が予定されておりますので、その折に配付、説明をさせていただきたいと思っておりますので、まずは委員の皆さんにお配りします。

**高木委員長** 後に報告書がありますよね。だから、概要版と配付先が多分違うんですね。

**学務課長** 一応、報告書といたしまして、議員さんも含めて欲しいとおっしゃる方にはお渡します。ただ、報告書は長文になるので、概要版をお渡しする形になっています。概要版につきましては、明日委員会がございまして、その折にはこれを中心に説明することになります。

**高杉委員** 報告書は、欲しい方に差し上げますというのではなくて、やはり町会ですとか、そのようなところに配付したほうが良いのではないのでしょうか。

**学務課長** 今後、もちろん欲しい方に差し上げますが、広報の仕方につきましても、明日の報告のときにいろいろご意見をいただけるのではないかとと思いますが、そういったものも反映しつつ、早ければ1月のお知らせなどにも載せていきたいと思っております。

**高杉委員** ということは、いわゆる広報などには載せるけど、これは各町会の町会長さんとかに配るのではないということですか。

**学務課長** 今のところいろいろな方法を考えておりますが、少なくとも今回アンケートを出していただいた方々には送ろうと考えております。

**高林委員** やはりアンケートにご協力いただいた方にはこちらからお送りするのが筋だと思います。保護者の方は違う形だと思いますが、町会その他に関しては個別にお送りいただいたほうが良いと思います。それから、中身についてですが、概要版の5ページの5の(1)の2行目ですが、「小学校での登下校の時間短縮」というのが私よくわからないんですが、これは具体的にどういうことなんですか。

**学務課長** 「小学校での登下校の時間短縮」というのは、現状では学区域、または近隣の学校へ行っている児童が多いのですが、例えば、北部地区の児童が南部地区の学校に通っているような場合、やはり小学生ですので、それなりに通学時間がかかるということで、一定の目安が必要なのではないかという問題点でございます。この点について、(1)の最後で、改善を検討する必要があるとしております。

**高木委員長** そうすると、具体的には通学時間を指しているということなんですね。

**高林委員** 登下校に要する時間で、ある程度制限をかけるというのが含まれているというふうにとるわけですね。「登下校の時間短縮」という表現は少しわかりにくいと思います。

**高木委員長** 「登下校の通学時間短縮」のほうが、まだわかりやすいかなと。今から直せるのですか。

**学務課長** 申し訳ございません。明日の準備は進んでおりますので。

**高木委員長** この概要版は、明日の区民文教委員会で説明したら、それが最終版になるのですか。

**久保教育長** 教育委員会の責任で出す文書でございますから、教育委員会の中でこうしておいたほうが良いということがあれば、例えば正誤表という方法がとれるかについて検討しなければいけないことですが、実際にはこれは区長部局のほうで回議されてしまっているもので、なかなか厳しいと思います。意味が不鮮明で、これはこういう意味ですということでの、言ってみれば若干の補足をすることなら可能だと思うのですが。確かに「登下校の時間短縮」は、少しわかりにくいですね。

**横井委員** 明日はこれで良いとして、そのときの報告で、正式に概要版を公にするときは若干の語句の修正があるかもしれないとしておくとか。区民文教委員会で報告をしてしまうと、それもできなくなるのですか。

**高林委員** すみません、私だけがわかりにくいと感じているのだったら、これで良いのですが。

**高木委員長** 私もわかりにくいと思います。

**学務課長** 「登下校に要する」としたほうがわかりやすいですかね。

**高林委員** ちょっとそこに入るとわかりやすいなと思うのですが。

**久保教育長** 一番簡単に「登下校に要する時間」と言えば比較的わかりやすいですよ。それぐらいだったら、主旨を損ないませんし、本文もそのつもりで書かれておりますので、そのようなご了解のもとに適切な対応をさせていただきたいと思います。

**高木委員長** はい、それで結構です。

**久保教育長** ここではあくまでも検証結果の報告のみですので、これを受けて、ここに書いてあることを含めてどうするのかについては、また報告をしなければいけないと思います。その方向付けをするタイミングにつきましては、来年度の学校選択には当然何らかの形で反映させることができるように、来年度の選択には間に合うように教育委員会内部としてこれに沿って、見直し等、どうするかについての方向を決めていくということで、とりあえず明日の委員会ではお話をさせていただこうと思います。

**横井委員** 今の話に関連してですが、いつまでに結論を出せば、来年度の学校選択制に間に合うのですか。

**久保教育長** 「間に合うまで」という非常に抽象的な表現していますのは、事務作業的に、選択票を各ご家庭に出すのが9月です。ただ、9月に決めて9月に出すのでは、やはり事前の周知がないという点で不親切でありますので、もう少し早目に方向を決める必要があるのではないかとことがあります。例えば4月の段階ということが考えられます。6月、7月になりますと学校公開が行われて、あらかじめことと思うところを見に行くという保護者の方もいらっしゃいますので、その頃には、ある程度方向が見えていたほうが親切です。

**高杉委員** 学校公開の前には決めておきたいところですよ。

**久保教育長** そのほうが親切だという気はいたします。できれば議会の動向なども踏まえて、第1回定例会が終わった後辺りの段階で、来年度に向けた教育委員会の中で方向付けをするのが一番良いかなと思いますが、その辺の日程は、まだ多少の幅があるというふうに思っております。

#### 報告事項第4

両国屋内プールの臨時休館について、資料4のとおりスポーツ振興課長が説明する。

#### 報告事項第5

統合新図書館基本計画・基本設計について、資料5のとおりあずま図書館長が説明する。

**高木委員長** いろいろご質問があると思いますが、まず全体的にこれが報告事項だというのが非常に気にかかります。この教育委員会で、まだ図書館の基本方針とか、そういうベーシックなことを議論していませんよね。資料5を見ますと、1は鑑に当たるところだから良いです。2、3についても、立地の話とかで、もう決まっていることで、動かしようがないことですので、報告で良いと思うんです。ところが、4、5がポイントですよ。4の基本理念、5の整備計画、これはどこかで一度議論しておく必要があるのかなと思うんですよね。これ全体として報告だと言われると、ちょっとどうなのかなというふうに個人的には思うのですが。だから、別の機会にもう一度やるような時間的余裕はありますか。

**あずま図書館長** かなりタイトなスケジュールになってしまいます。先ほど学務課のほうからも説明した件と同じで、明日の区民文教委員会でご報告をさせていただいて、議会の意見を伺おうかというふうに考えております。ですので、これで確定ということではなくて、その場でいろんな意見をいただいたものをさらに取り込む点は取り込む、あるいは整理する点は整理するというようなことで対応していきたいというふうには考えております。

**高木委員長** そうすると、この4と5について、教育委員会で本格的に議論するという場は持てないのですか

**久保教育長** 率直に申し上げますと、考えを変えることは難しいと思うんです。この平面図に書かれているこの形で良いかどうか、このスタイルで、内容の構成はこれで良いかどうかについての議論はまだ可能だというふうに感じております。ただ、この概要の大枠が決まってしまうと、このハードの中で、どういう取り扱いにするか、どういう対応をしようかという話にしかならないというのが率直なところです。ここで言っている整備計画に基づく大体こんなふうになりますよということになりますが、整備計画の考え方を変えとなると、改めて議会との関係も調整しなければいけないことになると思います。ただ、実際に建物が建つのは大分先の話になりますので、その間に、これについては今の段階ではこういう形で考えているけれども、その段階になったらまた変えていくということは十分あり得ると思います。

**高杉委員** 4の基本理念についてですけれども、この簡単な平面図がついていますが、この理念を受けて設計するものですから、はっきり言ってこの理念が決まらないと設計ができないんですね。ですから、これを変えとなると、他が全部変わってきてしまう。ですから、そうすると時間的余裕があるのか少し心配ですね。何となく建ててしまうと、理念と違う建物ができてしまうこともままあります。普通はこういう理念を掲げてから設計するのに1年ぐらかかるんです。

**あずま図書館長** 実際の作業をするに当たっては、最初にも少しお話しさせていただきましたけれども、今まで、利用者の方にご意見、ご要望を、特にIT関係に関しては相当のご意見、ご要望をいただきました。それと、児童サービスや障害者サービスで、それぞれの事業担当者のサービス提供を受けている利用者の方から、こういったものがあったら良いとか、こういった部屋が欲しいとか、そう

いったものは吸収をさせていただいております。

**高杉委員** そういう細かいところは積み重ねでいいんですが、骨格である理念からくるところに細かいところを積み重ねていくわけですから、理念が違ってきってしまうと積み重ねたものがゼロになってしまうので、気を付けなければいけないと思います。

**久保教育長** おっしゃるとおり、こういう施設の設計は、中の構成がどうなるかは基本的な理念に基づいてなされます。ですので、ある程度この図面も、この範囲の中で、備品の処理の問題は別として、骨格的な形とか、例えば大きな書庫の配置だとかというようなものはもう変えられないという前提の中で考え方の整理が可能かどうかについては、非常に限定されてしまうんです。ですので、変更できる余地はないわけではないけれども、そう大きくはないという前提にはならざるを得ないと思います。現図書館に老朽化の問題があり、使い勝手の問題もあるということもありますので、統合新図書館を作っていくという前提で作業を進めてきたときに、今ある程度話をしておかないと、もう設計そのものが進まなくなってしまう。

**高杉委員** そうだと思います。

**久保教育長** 開発そのものまでいかないという状況になってしまいますので、その辺で、また設計で変更できるものは変更するという方向でいきたいと思います。

**高杉委員** 今、理念からもう一度話そうじゃないかという話が出ましたので、そうすると、もし私が設計者の立場であれば、冗談言うなよというぐらいの危機感なんですね。ですから、その辺をきちっとやるのなら、とにかく早くそれを決めたほうが良いのかなと思います。済し崩し的にやってしまうと、済し崩し的な建物ができてしまいますので。

**久保教育長** もう一つ申し上げなければいけないのは、この外形ラインについては変えられません。

**高木委員長** それはそうだと思います。

**久保教育長** これは再開発でご存じのビルの基本設計に当たります。この外形ラインの中の一角を借りて新図書館にする。外形ラインはほぼ変えられないことが前提条件ですね。それから、ほぼ設備回りについてもあまり大きな変更はないということが前提での話ですので、その中でも内部構成をどうするかという議論があります。そういう点で、この基本理念の内容の目指すところがあり過ぎになると話はまたご破算になってしまうのですが。

**高杉委員** 本当に議論するのであれば、本当にしなければいけないのでしょうし、時間はそんなにないかと思います。

**久保教育長** はっきり言えば、この段階では、この図面そのものはなくてもいい話なんです。あまりイメージを持ち過ぎるといけないかもしれない。この基本方向で、とりあえず一部の変更も含めてこの線でいくということであれば、この図面は、さっき言ったように外形線だとか、駐車場の位置だとかは変わらないわけです。その辺をお含みいただいて、変えられるところは変えていこうという考え方でご理解いただけるかどうか、こういう話です。

**高木委員長** この統合新図書館の売りは何ですか。せっかく立地の良いところへ来るわけですから、やっぱり長所を売り出すことがすごく大事なんですよ。単に今までの路線上でできていますというのでは受けないわけです。だから、この図書館の売りはどのようなところにあるのですか。

**あずま図書館長** 区の情報センターとしての図書館という、先ほど申し上げましたけれども、それはただ単に資料がありますよ、見に来てくださいということではなくて、図書館のほうから積極的に発信をしていきたいということが一つです。それともう一つ、今言われたとおり、駅前型図書館であり

ますので、他区でも幾つか駅前型図書館が整備されてきていますけれども、幅広い利用者層を前提としたサービスの提供ということで、まだ具体的には決まってはいませんけれども、開館時間等も含めて設定をしていきたいと考えています。それと、いわゆる利用者同士が交流できるようなスペース、先ほど5階部分にボランティア活動室というものを整備したいというふうに申し上げましたけれども、現状そういったものは各図書館には設置はされておりませんので、それぞれのボランティアグループの方々が個別に活動されています。それに対応しながら交流できるような場所、あるいは現在ボランティアグループに入っていないけれども、NPO法人で活動されているようなグループですとか、そういった方々の発表の場にも活用していただきたいなというふうに考えております。ですので、情報発信等、それから交流というようなものをキーワードに設定することは可能だろうというふうに考えています。

**高木委員長** 情報発信と交流ですか。図書そのものについて特殊性を持たせるとかということはないのですか。

**あずま図書館長** 蔵書に関しましては、先程来お話ししているとおり、寺島図書館とあずま図書館を引き継ぐという形になりますので、基本的には文学中心であった寺島、それと、一番幅広く所蔵しているあずま図書館は余り目立った特色というのはないですけれども、いわゆる外国語図書等、そういったものをメインに据えていく形になるかと思っています。あと、いわゆる中央図書館的なものになりますと、郷土資料関係もかなりの量を所蔵するケースが一般的なのだと思いますが、墨田区の場合、それについては緑図書館のほうで相当量所蔵しておりまして、それを動かすというか、所蔵替えをすると、利用者の方にかえって混乱を与えてしまうという点もありますので、そこら辺については、どうしようというのが正直あります。ただ、それについては、緑図書館の所蔵している資料をどう活用していくのかというのは、いわゆるデジタルデータ化等を進めることで、今よりも幅広い方のご利用に供することが可能になってくるかと考えております。

**久保教育長** 墨田区の図書館はこれまで伝統的に中心館は置くけれども、各館それぞれの特徴を持った蔵書構成をしながら、全体としてはネットワークサービスで区民サービスを完結するというパターンでやっておりました。今回の統合新図書館にしても、完全な意味での中央図書館という形態にするということではなくて、今ある2つの図書館の集合体を作っていく。そして、若干スペースがあるので、新たに付加できる機能も付加していこうということで、中心館ではあるけれども、完全な中央図書館という形の、集約的な図書館ではないということです。緑図書館は緑図書館、立花図書館は立花図書館、八広図書館は八広図書館、そういう形で、それぞれに一定の機能を持たせながら図書館ネットワークを作っていくという形ですので、抜本的に何かすべて総入れ替えみたいな変化がここにあるわけではない。統合新図書館となっているのはそういう点からでございます。

**高木委員長** 公立の図書館だから一般的な図書館という行き方と、1つくらいしかないとしても、特殊性があり、それ以外に一般的なものもありますという行き方があるんですね。そのときに、情報発信と交流の2つを合わせて特殊性だということも、難しいのかなと思いますね。

**あずま図書館長** 今、委員長が言われたのは、例えば台東区の中央図書館のようなものでしょうか。

**高木委員長** 例えばそうですね。

**高林委員** 統合新図書館というのは、教育委員会にとっても区にとっても非常に大きな事業だと思うんですね。先ほど委員長がおっしゃったように、実は教育委員の皆様方を含めて、ここの場でそれほどきちんとした議論がされていないです。個人的にはあずま図書館に伺っているいろいろレクチャー



を受けたときに、意見などを申し上げましたけれども、きちんとした形で議論されていないままに基本理念ができて、教育委員会の報告事項ですという形で持っていかれるのは、ちょっといかがなものかなという思いがありますが、この基本理念が非常にある意味アバウトな感じでできておりますので、ここを議会で、もちろん議員の皆さんは区民の代表の方でいらっしゃるから、そこで議論していただくのと同時に、教育委員会の中でも改めてきちんと協議をさせていただいて、意見を反映させていただけるように持っていくのは無理なんでしょうか。

**久保教育長** 今回のものは、ちょっとイメージが固定されすぎたところがあるんです。はっきり言って、委員長からのご指摘もあったとおり、あるいは高林委員からのご指摘もありましたけれども、教育委員会の場合として、こういうものを十分に議論したとは言えませんので、それは課題としてあるということはおっしゃるとおりだと思います。ただ、場所を確保するという観点から、決めておかなければならないことがあります。これは少なくともここで言われている1から3までですね。とりあえず前提条件としてその上に立って、4の基本理念に基づくこの設計の内容については、ある程度可変的であるという前提で、今後さらに教育委員会として煮詰めていく。ただし、絵が出ると、固定的なイメージになってしまいますね。

**高木委員長** そうなんです。それから5になると非常に具体的になって。ここのギャップが大きすぎるんですよ。

**久保教育長** この5については、試案という感じで私は受けとめている部分ではあるのですが、表現などから、かなり固まっているという印象を与えてしまうというのが悩ましいところです。

**高林委員** それから、各図書館の利用者の方たちのご意見を踏まえた上でこういったものが出てきているというご説明でしたけれども、例えば統合新図書館ができるのならば、改めていろいろな利用者の方の声というのは出てくると思うんですよ。そこら辺、もっと幅広く知っていただく必要があって、それはもちろん全部は反映できないし、議会もありますから、議員の皆さんが区民の代表ということを考えれば、そこで出していただけだと思いますが、利用者としての声はどこで吸い上げるのかな、既存の図書館に対するご意見だけで乗り切るのは無理があるのではないかなと思います。私が利用者だったら、この声はどこに持っていくのという思いは持つと思うんです。せっかく新しくできるんですから、区民の方にとって、できて良かったと言われるものを作っていただきたいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。図書館連絡協議会というもののご要望も出ておりましたけれども、それに代わるようなものも何かあったほうが良いのではないかなと思います。もちろん、正式にスタートするまでにはかなり時間がかかってしまうと思うのですが、その辺の含みもあるのでしょうか。

**あずま図書館長** いわゆる考える会の方々からこの場でお話を伺った際にも出てきましたけれども、それ以前に、4年ぐらい前に図書館友の会というところから議会に対して陳情が出されたことがありまして、そのうちの一項で、やはり図書館協議会の設置というものがあったんですね。そのときにはそれに代わるものがあったり、違う形でやったり、いろいろな方法をとっているということで対応させていただいている経緯があるのですが、今、高林委員がお話しになられたような図書館協議会になるかならないか、これは決算特別委員会でも質問されました。その際に、どういう形にするか、いわゆる図書館法でいう図書館協議会にすると結構縛りがかかってしまうということもありますので、運営形態も含めてどういう形が適切なのか、ちょっと研究させていただきたいと思います。その前提としては設置の方向で研究するというようなことで、まだ具体的に何か着手したかということ、まだ何もやっていないのですが、方向性としてはそのように考えております。先ほど少しお話ししたように、

市街地再開発事業という大きな縛りがかかってしまっていたので、どうしてもそちらのスケジュールにかなりこちらを引きずられていた部分があるのが正直なところあるのですが、そういったことも踏まえ、全体的な、いわゆるハード面での制約というのがかなりの部分を占めていたもので、なかなか利用者の方の意見というものを聴きするような場がなかったかもしれないので、運営に関して、あるいはソフト面に関して、そういった利用者の方の意見を聴く場、意見交換をする場など、そういったものについては前向きに考えていきたいと考えています。ただ、それをいつ、どういう形でというふうな具体的なスケジュールについては、まだ固まっておりませんし、図書館内部でもまだ議論していません。一応、議会の場でそういう質疑があって、私からこう答えているという報告は館長会でもしていますけれども、具体的なものというのはまだこれからということですか。

**横井委員** 明日の区民文教委員会でご報告するというものですから、先ほどから話が出ているように、3番目までについては、そういう方向でいくと、4番目以降について、特に4番目ですが、一応暫定的な基本理念ということで進めていって、細かい内容については口頭で説明があっただけですから、十分に検討の余地はある。当然図面も暫定的な図面で、イメージをわかせるためというふうにするわけですね。調整の余地はあるだろうということで、この基本理念とその具体化については議会の中で深めるというふうなことで進めていくということですか。

**久保教育長** これは一応案ということにしてありますが、これで固定だということはないのですが、確かに、これで絵を見ると頭が固まってしまうんですね。しかし、これでぴったり整合しているわけではありません。ですから、今、横井委員がおっしゃったように、4、5についてはあくまで暫定的なものということで、仮にこういったものという形でご理解をいただいた上で、さらに教育委員会として煮詰めていくという形で明日、議会にご報告させていただきたいと思っております。

**横井委員** その区民文教委員会でのどのようなご意見や質問が出たのかということについてはご報告いただけるのでしょうか。

**高木委員長** それは次回8日の教育委員会で区民文教委員会の状況を報告していただければと思いますが、そのときにまた4、5をちょっと練りたいというのが希望なのですが。

**あずま図書館長** 4については、先ほど説明させていただいた際には項目だけの説明で、あと全部口頭で説明させていただきましたので、そのところを文章化した資料を用意いたします。

**久保教育長** この4、5のところは、ある意味箇条書きみたいになっておりますので、これですべて言い尽くしているわけではないので、きちんとした文章にした資料をお出して、それをもとにご議論いただくということにしたいと思います。

**高木委員長** 以上で予定の議決事項、報告事項はすべて終了しました。これで教育委員会を閉会します。